事務所通信　No.319　令和４年５月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎ 0254-22-5649 (代)

◈年金制度が改正されました◈

令和4年4月より国民年金法等の一部を改正する法律が改正・施行されています。主な改正点は以下の通りです。



①在職老齢年金の見直し（65歳未満）

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を超える場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。



令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

＊総報酬月額相当額：月給(標準報酬月額)に、直近1年間の賞与を12で割った額を足した額。

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合】



②在職定時改定制度の導入（65歳以上70歳未満）

老齢厚生年金の受給権者が在職中の場合、令和4年3月までは65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額が改定されていました。令和4年4月以降は、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。



◍在職定時改定の仕組み◍

基準日（毎年9月1日）において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（毎年10月）分の年金から改定されます。

＊65歳までの特別支給の老齢厚生年金や70歳以降の老齢厚生年金には、この在職定時改定の仕組みは適用されません。

③老齢年金の繰り下げ受給年齢が75歳へ引き上げ

年金の繰り下げ受給は、今まで70歳が上限でしたが、75歳まで上限年齢が引き上げられました。1ヶ月繰り下げるごとに0.7%増額される点は変更ありません。

＊対象となるのは、1952年4月2日以降生まれの方です。

④老齢年金の繰り上げ受給の減額率の見直し

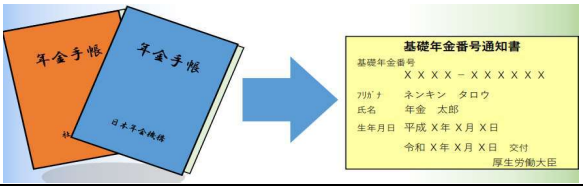
年金を繰り上げ受給した場合、65歳から受け取る年金額よりも1ヶ月0.5%減額されていましたが、減額率が0.4%に緩和されました。

＊対象となるのは、1962年4月2日以降生まれの方です。

⑤国民年金手帳から基礎年金番号通知書に変更

令和4年4月以降、①新たに年金制度に加入する方、②年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には基礎年金番号通知書が発行されています。

＊既に年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書の発行は行われません。



ハローワークインターネットサービスが機能拡充

求人者マイページから求職者への直接リクエストが可能になりました。



○求人者マイページとは

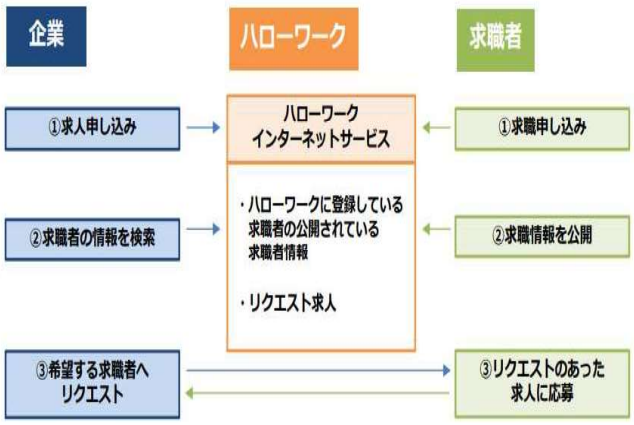
求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。マイページでは、求人の申込や求人内容の変更、ハローワークからのオンラインによる職業紹介、求職者からのオンラインでの直接の応募受付(オンライン自主応募)等、さまざまなサービスを受けることができます。

○直接リクエストとは

求人者マイページから求職情報検索を行い、自社求人に応募して欲しい求職者に、マイページを通じてメッセージと応募を検討して欲しい求人の情報を直接送付できる機能です。

＊対象となる求職者が求職者マイページを開設している場合に限ります。開設していない求職者へのリクエストは、最寄りのハローワークへご連絡下さい。

■「直接リクエスト」の流れ



⚠「直接リクエスト」の注意点

求人者からの直接リクエストを受けて求職者がハローワークを介さずに直接応募した場合、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、職業紹介を要件とする助成金の対象外となります。

求職者の応募方法は指定できないため、助成金の対象とならない前提で直接リクエストを行って下さい。

お知らせ



「心の健康づくり計画助成金」

事業者の方が県の産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、心の健康づくり計画を作成し、計画を踏まえメンタルヘルス対策を実施した場合に、助成を受けることができる制度です。

①手続きの流れ

1. メンタルヘルス対策促進員の訪問申込
→県の産業保健総合支援センターに訪問支援の申込をする。

2. 心の健康づくり計画の作成に係る助言・支援
→訪問したメンタルヘルス対策促進員からの助言・支援（訪問3回まで）を受ける。

3. 心の健康づくり計画の作成、周知、実施
→心の健康づくり計画を作成し労働者に周知、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施する。

4. メンタルヘルス対策促進員による確認
→メンタルヘルス対策促進員から「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受ける。

5. 本助成金支給申請
→必要書類を添えて労働者健康安全機構へ申請。

②対象となる取組の実施時期と申請期間

【対象となる取組の実施時期】

1. 上半期：令和4年4月1日～令和4年9月30日
2. 下半期：令和4年10月1日～令和5年3月31日

【申請期間】



1. 上半期：
令和4年11月1日～令和5年3月31日（消印有効）
2. 下半期：
令和5年5月1日～令和5年10月31日（消印有効）

③助成金額

1法人又は1個人事業主、1回限り一律10万円

＊各申請期間中であっても、支給対象となる申請がそれぞれの上限件数に達した場合は、受付を終了しますのでご注意下さい。

■ 拾い読みの読書

誰にも負けない努力
仕事を伸ばすリーダーシップ

著　者／　稲盛和夫〔述〕稲盛ライブラリー編
出版社／　ＰＨＰ　　1,300円＋税

成功者と不成功者との差は紙一重。うまくいかなくなったとき、「そこから」が、すべての始まりなのである。

P22　「どうしてもこうありたい」という強烈な願望、「なんとしてもやり遂げる」という強い責任感、さらには部下に夢を語り、全員を燃え立たせるような情熱を持って、必ず目標を達成させていくような人こそ、リーダーとなるべきなのです

P47　会社経営がうまくいくというのは、あたかもヘリコプターが地上から浮いて、重力に反して上がっているようなものだ。一生懸命、常にプロペラを回していなければ下へ落ちてゼロになる。それが自然の摂理である。だからこそ必死に漕ぎ続ける以外にないのだ。

P62　卑怯な振る舞いのある人、言い訳をしたり逃げ回ったり、責任転嫁をするような人を要職につけてはいけない。リーダーには、困難に遭遇したときでも、うろたえてはいけないと自分に言い聞かせ、そこから一歩も退かないぞという勇気が要るのだ。

P104　厳しく教えながら登用していく。自信をつけさせていく。「場を踏ませる」ことが、教育になるのだ。しかし、そのためには、部下の長所から短所まで全部見抜いて、その人の短所を補強していかなければならない。

P118　企業を発展させていくにあたり、最も大きな原動力となるのは何か。それは、「会社をこのようにしたい」というビジョンである。では、そのビジョンを実現していくときに、会社という集団にとってなくてはならないことは何か。・・企業経営の真の目的であるミッション（使命）を説かなければならない。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

頭が良くなる！　要約力

著　者／　齋藤　孝
出版社／　ちくま新書　　910円＋税

P26　仕事をしている人を見ていて、ときどき思うことがことがあります。この人はなぜこんなにスピードが遅いのだろう？　この人はなぜこんなに的を外しているのだろう？・・・共通するものがあることに気づいたのです。それは、状況を的確に把握する力です。「今、何が必要か」「今、どう言う状況なのか」、状況をきちんと把握していれば、少なくとも大きな的外れはありません。・・・まずは状況把握力が必要です。その把握力を支えるものが・・・「要約力」に尽きる・・・「要約力」・・・本質をギュッとつかんで課題を見いだす力、「要するに〇〇は△△である」と的確に言える力のことです。

P32　ついでに言うと、状況把握ができれば、意思決定が早くなります。

P52　大人になっても、何となく要領をえない話し方しかできないと、重要な仕事を任せてもらえません。活躍できる幅が狭まってしまう訳です。

■ 絵手紙通信



古稀にして、働き盛りを見送ったこの春・・・。

最近の出来事から (319号)

■ ちょいワルじいさん (R4.4.7)

▲４月１日の朝、いつもの早朝ウォーキングの出しなに、ひとつ大きく深呼吸して「今日からは、相談役だ！」と自分に言い聞かせた。

▲前日、「事務所通信」のメール発信に併せて所長退任をお知らせした途端に、各方面から慰労や身に余るお言葉の返信や電話を頂いて恐縮していたが、その中のお一人から「退役した元社長は、新社長に求心力が付くように適当に悪い子を演じる必要があるようです」とのアドバイスに、今まで必死に「所長」の役柄を演じて来たとの思いが強いだけに、これからは「ちょいワルじいさん」を演ずれば良いのかと肩を軽くした。

▲そこで、誰をイメージすれば良いものかと思案して友人の顔を一人ひとり思い浮かべて見るも、帯に短し、襷に長し。ならばと暴走キャラクターの大竹まこと、「適当」が売りの高田純次、自由奔放イメージの火野正平、組織の常識に囚われない釣りバカ浜ちゃん等を思い浮かべたが、それぞれの演技力に圧倒され、早々に諦めた。

▲尤も、真面目所長を必死に演じていた時でも一部の友人からは、「結構、いい加減」と指摘を受けたこともあり、自身と他者から見て自己を理解する手法の「ジョハリの４つの窓」の一つ、「自分は気付いていないが、他人は知っている性質」を意識したこともあり、無理矢理演じて来た「所長」の影が薄まるに従って、自然とちょいワルじいさんになれるかも知れない。

▲何れにせよ、イメージの変化は、「気が緩んで呆けが始まった」などと誤解されない程度にしなければならない。

■ 願わくは (R4.4.19)

▲この時季になると西行法師の「願はくは花の下にて春死なむ　その如月の望月のころ」が何となく思い浮かぶが、雪国の寒さに耐え、待ちに待った春の到来に、どうせ逝くなら温かな桜咲く頃と思わせるのかも知れない。

▲しかし、40年前の４月２日、57歳の父が突然に逝った時はまだ肌寒く、蕾の桜を恨めしく思ったり、いつもぶらりと事務所に立ち寄り、馬鹿話を楽しんだ高校の同級生が逝った９年前のその頃は既に葉桜。西行法師の想いは中々通じない。

▲だが、折しも桜満開の13日、私等が仲人を務めさせて頂いた夫婦の夫が56歳の若さで逝った。当時の新郎は、学生時代は柔道で鳴らし、豪快に酒を飲む寺の副住職。新婦は我が事務所の職員だった。双方適齢期、春の大祭に参詣した母を玄関まで出迎えた彼が、足元が覚束ないと見て優しく手を引いて奥まで導く姿に、心優しく利発な彼女の顔が浮かび、引き合わせ結ばれた二人だった。

▲あれから足掛け25年、三人の娘を生み育てながら二人で観音様を祀る寺を守って来たのだが、数年前にガンに侵され、手を尽くしたものの遂に力尽きたとのことだった。目を閉じ横たわる彼に手を合わせて「早すぎるぞ！　良い家族を持てて幸せだったね。　安らかに眠って下さい。」と心の中で話しかけた。

▲父の戒名が速性院諦誉克郎居士だったことから「諦（たい）」は諦めではなく、真理を明らかにし現実を受け入れる意味だと知ってはいたが、禅僧としての彼の諦観と妻子を残して50代半ばで逝く無念を重ね、「願はくは花の下にて春死なむ　せめても古稀の望月のころ」と涙が込み上げた。